

本法令日本語訳集は、JICA 技術協力専門家等が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本法令日本語訳集の内容の正確性について保証せず、利用者が本法令日本語訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

仮和訳者 国際協力専門員 弁護士 塚原 正典

ベトナム法令

個人データ保護議定（政令）（番号 13/2023/ND-CP）

目次

第一章 総則	3
第1条 調整範囲及び適用対象	3
第2条 用語の解釈	3
第3条 個人データ保護原則	6
第4条 個人データ保護規定違反の処理	7
第5条 個人データ保護に関する国家管理	7
第6条 個人データ保護議定（政令）、関連法及び国際条約の適用	8
第7条 個人データ保護に関する国際協力	8
第8条 厳禁される行為	8
第二章 個人データ保護活動	8
第1節 データ主体の権利及び義務	8
第9条 データ主体の権利	8
第10条 データ主体の義務	10
第2節 個人データ処理過程における個人データ保護	10
第11条 データ主体の同意	10
第12条 同意の撤回	11
第13条 個人データ処理の通知	11
第14条 個人データの提供	12
第15条 個人データの修正	13
第16条 個人データの保存、削除、破棄	14
第17条 データ主体の同意が不要な場合における個人データの処理	15
第18条 公共の場所での録音、録画から取得した個人データの処理	16
第19条 失踪宣告を受けた者、死亡者の個人データ処理	16
第20条 子供の個人データ処理	16
第21条 企業がマーケティング、広告している製品の紹介をする場合の 個人データの保護	17
第22条 許可に違反する個人データの収集、移転、売買	17
第23条 個人データ保護に関する規定違反の通知	17
第3節 個人データの影響及び国外移転の評価	18
第24条 個人データ処理影響の評価	18
第25条 個人データの国外への移転	20
第4節 個人データ保護保障の措置・条件	21

第 26 条	個人データ保護措置	21
第 27 条	基本的個人データの保護	21
第 28 条	センシティブ個人データの保護	22
第 29 条	個人データ保護専任機関及び国家個人データ保護ポータル	22
第 30 条	個人データ保護活動保障条件	23
第 31 条	個人データ保護活動保障経費	23
第三章	機関, 組織・個人の責任	23
第 32 条	公安省の責任	23
第 33 条	情報通信省の責任	24
第 34 条	国防相の責任	24
第 35 条	科学技術省の責任	24
第 36 条	省, 省同格機関, 省に属する機関の責任	24
第 37 条	省, 中央直轄市の人民委員会の責任	24
第 38 条	個人データ統括者の責任	25
第 39 条	個人データ処理者の責任	25
第 40 条	データ統括及び処理者の責任	26
第 41 条	第三者の責任	26
第 42 条	関連を有する組織・個人の責任	26
第四章	施行条項	26
第 43 条	施行効力	26
第 44 条	施行責任	27

政府

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

番号：13/2023/NĐ-CP

ハノイ 2023年4月17日

個人データ保護議定（政令）¹

2015年6月19日付政府組織法、2019年11月22日付政府組織法及び地方政権法を修正・補充する法律に基づき、
2015年11月24日付民法典に基づき、
2004年12月3日付国家安寧法に基づき、
2018年6月12日付サイバーセキュリティ法に基づき、
公安省大臣の提議に従って、
政府は個人データ保護議定（政令）を発行する。

第一章 総則

第1条 調整範囲及び適用対象

1. この議定（政令）は個人データ保護及び関連を有する機関・組織・個人の個人データ保護責任に関して規定する。
2. この議定（政令）は以下の対象に適用される。
 - a) ベトナムの機関・組織・個人。
 - b) ベトナムに所在する外国の機関・組織・個人。
 - c) 国外で活動するベトナムの機関・組織・個人。
 - d) ベトナムにおける個人データ処理活動に直接参加する、又は関連する外国の機関・組織・個人。

第2条 用語の解釈

この議定（政令）において、以下の用語は次のように解釈される。

¹ 本稿は2023年12月25日の時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する組織はいっさいの責任を負わない。なお、本仮和訳では、原則として *Nghị định* を原文に忠実に「議定」と訳しているが、「政令」と呼ばれることが少なくないので、両方を併記した。

1. 「個人データ」とは、特定の人と結合する、又は特定の人²の確定に資する記号、文字、数字、画像、音声又はそれらに相当する電子環境の形式による情報である。個人データは基本的個人データとセンシティブ個人データ²からなる。
2. 「特定の人³の確定に資する情報³」とは、個人の活動から形成される情報で、他の保存済みのデータ、情報と結合することにより、特定の人を確定することができる情報である。
3. 「基本的個人データ」とは、以下からなるものである。
 - a) 出生時の姓・ミドルネーム・名、その他の名前（もしあれば）。
 - b) 生年月日、死亡又は失踪の年月日。
 - c) 性別。
 - d) 出生地、出生登録地、常居所地、一時居住場所、現住所、父親の出生地⁴、連絡先住所。
 - d) 国籍。
 - e) 個人の画像。
 - g) 電話番号、個人証明書番号⁵、個人識別番号⁶、パスポート番号、運転免許書番号、車両ナンバープレート番号、個人納税番号、社会保険番号、医療保険カード番号。
 - h) 婚姻状況。
 - i) 家庭環境に関する情報（父母、子）。
 - k) 個人のデジタルアカウントに関する情報。インターネット上の活動、活動履歴を反映する個人データ。
 - l) この条第4項の規定に属さない、特定の人と結合する又は特定の人³の確定に資するその他の情報。
4. 「センシティブ個人データ」とは、個人の個別的な権利で、それが侵害された場合には個人の合法的権利・利益に直接の影響を与えるものと結合している個人データで、以下からなる。
 - a) 政治的見解、宗教的見解。
 - b) 医療記録に記載される健康及び私生活の状態⁶で血液型を除くもの。

² 「センシティブ個人データ」の原文は *dữ liệu cá nhân nhạy cảm* である。

³ ここで「特定の人³の確定に資する情報³」（原文は *Thông tin giúp xác định một con người cụ thể*）が定義されているが、これ以外に、この議定（政令）にて「特定の人³の確定に資する情報³」という用語は使用されているのは前項、つまり第2条1項だけである。

⁴ 「父親の出生地」の原文は *quê quán* である。

⁵ 「個人証明書番号」の原文は *số chứng minh nhân dân* である。

⁶ 「個人識別番号」の原文は *số định danh cá nhân* である。

- c) 人種，民族に関連する情報。
 - d) 個人の先天的又は後天的な遺伝的特徴に関する情報。
 - d) 個人の個別の物理的性質，生物的特徴に関する情報。
 - e) 個人の性生活，性的傾向に関する情報。
 - g) 法令実施機関にて収集，保存された犯罪・犯罪行為に関するデータ。
 - h) 金融機関，外国銀行支店，決済仲介組織，その他許可を受けた組織の顧客情報で，以下からなるもの。法令の規定に従った顧客特定情報。口座情報。送金情報。財産送付情報。取引情報。金融機関，外国銀行支店，決済仲介組織にて保証人となる組織・個人に関する情報。
 - i) 位置情報サービスを通じて確定される個人の居場所に関するデータ。
 - k) 法令が特殊と規定して，秘密保持措置が必要とするその他の個人データ。
5. 「個人データ保護」とは，法令の規定に従った個人データに関連する，違反行為の予防・発見・阻止・処分の活動である。
6. 「データ主体」とは，個人データが反映する個人である。
7. 「個人データ処理」とは，個人データに対して影響する以下の活動である。個人データの収集，記録，分析，確認，保存，修正，公開，結合，アクセス，入手，回収，エンコード，デコード，複写，共有，伝達，提供，移転，削除，破棄又は関連を有するその他の活動。
8. 「データ主体の同意」とは，データ主体の個人データ処理につき明確に，自ら進んで肯定的な表現をすることである
9. 「個人データ統括者⁷」とは，個人データ処理の目的及び方法を決定する組織・個人である。
10. 「個人データ処理者⁸」とは，個人データ統括者との契約又は合意に基づいて，個人データ統括者を代理してデータ処理を実施する組織・個人である。
11. 「個人データ統括及び処理者⁹」とは，個人データ処理の目的，方法の決定とその直接の処理を同時に行う組織・個人である。
12. 「第三者」とは，データ主体，個人データ統括者，個人データ処理者，個人データ統括及び処理者以外の組織・個人で，個人データ処理が許可される組織・個人である。

⁷ 「個人データ統括者」の原文は *Bên Kiểm soát dữ liệu cá nhân* である。

⁸ 「個人データ処理者」の原文は *Bên Xử lý dữ liệu cá nhân* である。

⁹ 「個人データ統括及び処理者」の原文は *Bên Kiểm soát và xử lý dữ liệu cá nhân* である。

13. 「個人データ自動処理¹⁰」とは、習慣、好み、信頼の程度、行為、場所、傾向、能力その他など、特定の者の活動を評価・分析・予測するための電子的方法によって実施される個人データ処理形式である。
14. 「個人データの国外移転」とは、ベトナム市民の個人データを処理するため、インターネット空間、電子的設備・方法又はその他の形式を使用してベトナム市民の個人データをベトナム社会主義共和国の領土外の地点に移転する、又はベトナム社会主義共和国の領土外の地点を使用する活動であり、以下からなる。
 - a) 組織・企業・個人がベトナム市民の個人データを国外の組織・企業・国外で管理される部門に移転してデータ主体が同意済みの目的に適合する処理を行う。
 - b) 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者が、データ主体が同意済みの目的に適合するようにベトナム社会主義共和国の領土外において自動システムを使ってベトナム市民の個人データを処理する。

第3条 個人データ保護原則

1. 法令の規定に従って個人データを処理する。
2. データ主体は、自らの個人データ処理に関連する活動について知ることができる。但し、法律¹¹が異なる規定を有する場合を除く。
3. 個人データは、個人データ処理について個人データ統括者、個人データ処理者、個人データ統括及び処理者が登録し、宣言している目的に照らして正しく処理されるのみである。
4. 個人データの収集は、処理が必要な範囲・目的に適合し、それらの範囲・目的内でなされなければならない。個人データはいかなる形式においても売買できない。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。
5. 個人データは、処理目的に適合するように更新され、補充される。

¹⁰ ここで「個人データ自動処理」（原文は *Xử lý dữ liệu cá nhân tự động*）という用語が定義されているが、これ以外に、この議定（政令）にて「個人データ自動処理」という用語は使用されていない。なお、本条第14項b号にて、「自動システムを使って（原文は *bằng các hệ thống tự động*）」という表現があるが、これが「個人データ自動処理」と実質的に同じ意味を持つのか否かはその文言上からは不明である。

¹¹ 「法律」の原文は *luật* である。本仮和訳では「法律 *luật*」と「法令（原文は *pháp luật*。法律以外の議定（政令）その他の下位法規範文書も含むものとの理解され得る表現である。）」を区別して訳出している。

6. 個人データは処理の過程で、技術的措置を使用して、個人データ保護に関する規定違反行為に対する保護，秘密保持，及び事故による喪失・破壊・損害の防止の措置が適用される。
7. 個人データはその処理目的に適合する期間において保存されるのみである。但し，法令¹²が異なる規定を有する場合を除く。
8. 個人データ統括者，個人データ統括及び処理者はこの条の第1項から第7項が規定するデータ処理原則を順守し，自らがそのデータ処理原則を順守していることを証明する責任を負わなければならない。

第4条 個人データ保護規定違反の処理

個人データ保護規定に違反した機関・組織・個人は，その程度に従って，規定による規律処分，行政違反処罰，刑事処分を受ける。

第5条 個人データ保護に関する国家管理

政府は個人データ保護に関して国家管理を統一する。

個人データ保護に関する国家管理の内容は以下からなる。

1. 発行権限を有する国家機関に個人データ保護に関する法規範文書を提出し，又は権限に従って個人データ保護に関する法規範文書を発行してその法規範文書実施を指導する。
2. 個人データ保護に関する戦略，政策，提案，プロジェクト，スケジュール，計画を作成する。
3. 法令の規定に従った個人データ保護の措置，規定，標準に関して機関・組織・個人を案内する。
4. 個人データ保護に関する法令を宣伝，教育する。個人データ保護の認識，技能を広報して普及させる。
5. 幹部，公務員，職員及び個人データ保護業務を行う者を配置し，養成し，能力強化を行う。
6. 個人データ保護法令の規定実施を調査し，検査する。法令の規定に従って個人データ保護に関する法令違反の不服申し立て，告発を解決し，その処分を行う。
7. 個人データ保護の状況及び個人データ保護法令実施の状況を統計して，権限を有する国家機関に報告する。
8. 個人データ保護に関する国際協力を実施する。

¹² 「法令」の原文は *pháp luật* である。この表現は，法律以外の議定（政令）その他の下位法規範文書も含むものとの理解され得る。本仮和訳では「法令 *pháp luật*」と「法律（原文は *luật*）」を区別して訳出している。

第6条 個人データ保護議定（政令） ， 関連法及び国際条約の適用

個人データ保護は、ベトナムが加盟する国際条約、関連を有する法令及びこの議定（政令）の規定に従って実施する。

第7条 個人データ保護に関する国際協力

1. 個人データ保護に関する法令の効果を実施する条件を創出するための国際協力のメカニズムを構築する。
2. 個人データ保護の適合性保障の措置として、通知、不服申し立ての提案、調査支援及び情報交換からなる他国の個人データ保護に関する相互援助に参加する。
3. 個人データ保護のための法令実施において、会議、セミナー、科学研究及び国際協力活動の促進を行う。
4. 二国間、多国間会議を開催して、個人データ保護の法令作成及びその実施経験を交換する。
5. 個人データ保護業務の技術移転をする。

第8条 厳禁される行為

1. 個人データ保護に関する法令の規定に反する個人データ処理。
2. ベトナム社会主義共和国に反対することを狙った情報、データ作出のための個人データ処理。
3. 国家の安寧、社会安全秩序、他の組織・個人の合法的権利・利益に影響を及ぼす情報、データ作出のための個人データ処理。
4. 権限を有する機関の個人データ保護活動への妨害。
5. 法令に違反する個人データ保護活動の悪用。

第二章 個人データ保護活動

第1節 データ主体の権利及び義務

第9条 データ主体の権利

1. 知る権利

データ主体は、自らの個人データ処理活動につき知ることができる。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

2. 同意権

データ主体は、自らの個人データ処理につき同意又は不同意をすることができる。但し、この議定（政令）第17条が規定する場合を除く。

3. アクセス権

データ主体は、確認し、修正し、又は修正要請をするため自らの個人データにアクセスすることができる。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

4. 同意撤回権

データ主体は自らの同意を撤回することができる。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

5. データ削除権

データ主体は、自らのデータを削除又は削除要請することができる。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

6. データ処理制限権

a) データ主体は自らのデータ処理制限を要請することができる。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

b) データ処理制限は、データ主体の要請があった時から72時間以内に、データ主体が制限を要請した個人データの全部につき実施される。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

7. データ提供権

データ主体は、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者に対して自らの個人データを提供するよう要請することができる。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

8. データ処理反対権

a) データ主体は、個人データの漏洩、広告目的の使用を防止し、又は制限するため、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者が自らの個人データを処理することに反対することができる。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

b) 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者データ主体の要請をその受領から72時間以内に、実施する。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

9. 不服申し立て・告発・提訴権

データ主体は、法令の規定に従った不服申し立て・告発・提訴の権利を有する。

10. 損害賠償請求権

データ主体は、自らの個人データ保護に関する規定違反が生じた場合に、法令の規定に従った損害賠償請求権を有する。但し、当事者が異なる合意をした場合又は法律が異なる規定を有する場合を除く。

11. 自己保護権

データ主体は、民法典、関連を有するその他の法律、この議定（政令）又は民法第 11 条の規定に従った民事権保護方法を実施する権限を有する機関・組織の要請に従って、自己保護権を有する。

第 10 条 データ主体の義務

1. 自らの個人データを自己保護する。関連を有するその他の組織・個人に自らの個人データの保護を要請する。
2. 他者の個人データを尊重し、保護する。
3. 個人データ処理に同意する場合、個人データを全て十分に、正確に提供する。
4. 個人データ保護技能の宣伝、普及に参加する。
5. 個人データ保護に関する法令の規定を実施し、個人データ保護に関する規定違反行為の防止に参加する。

第 2 節 個人データ処理過程における個人データ保護

第 11 条 データ主体の同意

1. データ主体の同意は、個人データ処理過程における活動全てに対して適用される。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。
2. データ主体の同意は、データ主体が自発的かつ明確に以下の内容を知っている場合に効力を有するのみである。
 - a) 処理される個人データの種類。
 - b) 個人データ処理の目的。
 - c) 個人データの処理を行う組織・個人。
 - d) データ主体の権利義務。
3. データ主体の同意は、書面、音声、同意ボックスのチェック、テキストメッセージによる同意、同意を示す技術的設定の選択又は同意を示すその他の行為によって明確に、具体的に表現されなければならない。
4. 同意は特定の目的¹³につきなされなくてはならない。目的が複数ある場合は、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、データ主体が提起された一つ又は複数の目的に同意するように各目的を列記する。
5. 同意は、電子様式又は検証可能な一定の様式を含めた書面で印刷、複製ができる一定の様式で表現されなければならない。
6. データ主体の沈黙又は無反応¹⁴を同意と看做すことはできない。

¹³ 「特定の目的」の原文は cùng một mục đích である。

¹⁴ 「無反応」の原文は không phản hồi である。

7. データ主体は、一部又は付帯条件について同意することができる。
8. センシティブ個人データの処理につき、データ主体は処理されるデータがセンシティブデータであることの通知を受けなければならない。
9. データ主体の同意は、データ主体が異なる決定をするまで、又は権限を有する国家機関が書面で要請するまで効力を有する。
10. 紛争が生じた場合、データ主体の同意の証明責任は個人データ統括者、個人データ統括及び処理者の側に属する。
11. データ主体の明確な認識、かつこの条第3項に従った同意がある場合、民法典の規定に従った委任を通じて、組織・個人はデータ主体に代わって個人データ統括者、個人データ統括及び処理者とのデータ主体の個人データ処理に関連する手続を実施し、個人データを処理することができる。但し、法律が異なる規定を有する場合を除く。

第12条 同意の撤回

1. 同意の撤回は、その撤回の前の同意を得たデータ処理の合法性に影響を与えない。
2. 同意の撤回は、電子様式又は検証可能な一定の様式を含めた書面で印刷、複製ができる一定の様式で表現されなければならない。
3. データ主体の同意撤回要請を受けた時、個人データ統括者及び個人データ統括及び処理者は同意撤回の際に惹起される可能性のある悪影響、損害に関してデータ主体に通知する。
4. この条第2項の規定を実施した後、データ統括者¹⁵、データ処理者、データ統括及び処理者、第三者は同意が撤回されたデータ主体のデータ処理を停止し、関連を有する組織・個人に停止を要請しなければならない。

第13条 個人データ処理の通知

1. 個人データ処理活動を進行する前に、通知が一度実施される。
2. 個人データ処理に関するデータ主体への通知内容は以下からなる。
 - a) 処理の目的。
 - b) この条第2項 a号が規定する処理目的に関連して使用される個人データの種類。
 - c) 処理方式。
 - d) この条第2項 a号が規定する処理目的に関連を有するその他の組織・個人に関する情報。
 - d) 望まれないが惹起の可能性のある悪影響、損害。

¹⁵ この項の「データ統括者」等に「個人（原文は cá nhân）」の文言がないことは原文ママ。

- e) データ処理の開始時間、終了時間。
- 3. データ主体に対する通知は、電子様式又は検証可能な一定の様式を含めた書面で印刷、複製ができる一定の様式で表現されなければならない。
- 4. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、以下の場合、この条第1項の規定を実施する必要はない。
 - a) データ主体が、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者による個人データ収集に対する同意をする前に、この条第1項及び第2項の規定内容を明確に認識し、その全部に同意しており、それがこの議定第9条の規定に適合する。
 - b) 法令の規定に従った国家機関の活動に資する目的で、権限を有する国家機関により個人データが処理される。

第14条 個人データの提供

- 1. データ主体は、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者に対して、データ主体自らの個人データを提供しよう要請することができる。
- 2. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、
 - a) データ主体の同意がある場合、データ主体の個人データを他の組織・個人に提供することができる。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
 - b) データ主体が委任、代理につき同意する場合、データ主体に代わってデータ主体の個人データをその他の組織又は個人に提出する。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
- 3. データ主体の個人データ提供は、データ主体の要請後の72時間以内に個人データ統括者、個人データ統括及び処理者によって実施される。但し法律が異なる規定を有する場合を除く。
- 4. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は以下の場合に個人データを提供しない。
 - a) 国防、国家の安寧、社会の安全秩序に損害を惹起する。
 - b) データ主体の個人データ提供が、他者の安全、肉体的精神的健康に影響を与える。
 - c) データ主体が個人データ提供、その代理、委任につき同意しない。
- 5. 個人データ提供を要請する形式は以下からなる。
 - a) データ主体が直接、又は他者に委任して、個人データ提供を要請する個人データ統括者、個人データ統括及び処理者の事務所に行く。

要請を受けた者は、要請する組織・個人が個人データ提供要請票に内容を記入するように案内する責任を負う。

情報提供を要請する組織・個人が文字の読み書きができず、又は要請を記入することに障害がある場合、情報提供要請を受けた者は個人データ提供要請票に内容を記入することを支援する責任を負う。

- b) この議定（政令）に付属する書式 01 番，書式 02 番に従った個人データ提供要請票をインターネット，郵便，ファクスを通じて個人データ統括者，個人データ統括及び処理者に送付する。
6. 個人データ提供要請票にはベトナム語で以下の内容が正しく記載されていなければならない。
 - a) 要請者の氏名，居住地・住所，人民証明書・人民証明カードの番号又はパスポート番号。ファクス・電話番号，電子メールアドレス（もしあれば）。
 - b) 提供を要請する個人データ。文書・書類・資料の名称を明示する。
 - c) 個人データ提供の形式。
 - d) 個人データ提供要請の理由・目的。
 7. この条第 2 項が規定する個人データ提供要請の場合，関連する個人，組織の同意文書が添付されなければならない。
 8. 個人データ提供要請の受領。
 - a) 個人データ統括者，個人データ統括及び処理者は個人データ提供要請を受領し，要請に従った個人データ提供の過程，一覧を監視する。
 - b) 要請された個人データが権限に属さない場合，要請を受領した個人データ統括者，個人データ統括及び処理者は要請した組織・個人に通知して権限を有する機関を案内する，又は個人データ提供ができないことを明確に通知しなければならない。
 9. 個人データ提供要請の解決。

適式な個人データ提供要請を受領した際，個人データ提供の責任を負う個人データ統括者，個人データ統括及び処理者は個人データ提供の期限・場所・形式，印刷・複製・写真撮影・郵送，ファクス（もしあれば）を通じた送付の費用及び精算の方式・期限を通知し，この条が規定する手続に従った手順・手続による個人データ提供を実施する。

第 15 条 個人データの修正

1. データ主体は，
 - a) 個人データ統括者，個人データ統括及び処理者が同意に従って個人データを収集した後に，自らの個人データにアクセスし，確認して修正することができる。但し，法律が異なる規定を有する場合を除く。

- b) 技術的又はその他の理由で直接修正ができない場合、データ主体は個人データ統括者、個人データ統括及び処理者に対して自らの個人データ修正を要請する。
- 2. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、個人データ主体が同意できる場合の同意後、又は特別法令¹⁶の規定に従って、データ主体の個人データを修正する。実施できない場合、データ主体の個人データ修正要請を受領した72時間より後¹⁷にデータ主体に通知する。
- 3. 個人データ処理者・第三者は、個人データ統括者・個人データ統括及び処理者の書面による同意があり、かつデータ主体の同意を得ていることを明確に知っている場合にデータ主体の個人データを修正することができる。

第16条 個人データの保存、削除、破棄¹⁸

- 1. データ主体は、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者に対して、以下の場合に、自らの個人データ削除を要請する。
 - a) 同意をした収集目的の必要性がないことを認識し、かつデータ削除要請の際に惹起の可能性がある損害を承認する。
 - b) 同意を撤回する。
 - c) 処理継続につき正当な理由がないとして、データ処理及びデータ統括者、データ統括及び処理者に反対する。
 - d) 個人データが同意した目的に照らして不正に処理される、又は個人データ処理が法令の規定に違反する。
 - d) 個人データを法令の指定に従って削除しなければならない。
- 2. 以下の場合において、データ主体の提案がある場合でも、データ削除は適用されない。
 - a) 法令がデータ削除を許可しない旨規定する。
 - b) 個人データが、法令の規定に従った国家機関の活動に資する目的につき権限を有する国家機関により、処理される。
 - c) 個人データが法令の規定に従って公開済みである。
 - d) 法令の規定に従って法理、科学研究、統計の要請に資するように個人データが処理される。

¹⁶ 「特別法令」の原文は pháp luật chuyên ngành である。

¹⁷ 「受領した72時間より後」の原文は sau 72 giờ kể khi nhận được であるが、kể と khi の間に từ を補って訳出した。なお、この表現からは72時間より前の通知を予定していないように解し得る。

¹⁸ この条文のタイトルには「破棄（原文は hủy）」という文言が含まれているが、この条文の各項に「破棄（原文は hủy）」という文言は使われていない。

- d) 国防・国家安寧・社会の全体秩序・大惨禍・危険な疫病に関する緊急状態の場合、安寧・国防に対する脅威があるが緊急事態を布告するほどではない場合、暴動・テロの予防と防止、犯罪及び法律違反の予防と防止を行う場合。
 - e) データ主体やその他の個人の生命、健康、安全を脅かす緊急事態に対応する場合。
3. 企業が、消滅分割、存続分割、新設合併、吸収合併、解散する場合、個人データは法令の規定に従って移転する。
 4. 行政機関・組織・部局を消滅分割、存続分割、新設合併及び国営企業を再編し、所有形式を転換する場合、個人データは法令の規定に従って移転する。
 5. データ削除は、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者が収集した個人データ全部につき、データ主体の要請を受けた時から72時間以内に実施する。但し、法令が異なる規定を有する場合を除く。
 6. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者、第三者は、自らの活動に適合する形式に従って個人データを保存し、法令の規定に従って個人データ保護措置を取る。
 7. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者、第三者は、以下の場合に回復不可能な削除を行う。
 - a) データ主体が同意した個人データ処理目的に一致しない、又はそのデータ目的が達成済みであるデータの処理。
 - b) 個人データの保存につき、個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者、第三者の活動についての必要性がない。
 - c) 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者、第三者が法令の規定に従って解散した、活動が残っていない、破産を宣言した、事業活動を終了した。

第17条 データ主体の同意が不要な場合における個人データの処理¹⁹

1. 緊急に、データ主体又はそれ以外の者の生命、健康に関して保護するため関連を有する個人のデータを直ちに処理する必要がある場合。個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者、第三者はこの場合の証明責任を負う。
2. 法令の規定に従った個人データの公開。

¹⁹ この条文には柱書がないが、第1項以下はデータ主体の同意がなく個人データ処理が許される場合を列挙していると解される。

3. 国防・国家安寧・社会全体の秩序・大惨禍・危険な疫病に関する緊急状態の場合、安寧・国防に対する脅威があるが緊急事態を宣言するほどではない場合、暴動・テロの予防と防止，犯罪及び法律違反の予防と防止を行う場合における，権限を有する国家機関のデータ処理。
4. 法定の規定に従って関連を有する機関・組織・個人とデータ主体との契約に従った債務履行のため。
5. 特別法によって規定されている国家機関の活動。

第 18 条 公共の場所での録音，録画から取得した個人データの処理

権限を有する機関・組織は，国会の安寧，社会全体の秩序，法令の規定に従った組織・個人の合法的権利利益の保護に関する目的で，主体の同意なくして公共の場所での録音，録画をして，そこから取得した個人データの処理をすることができる。録音，録画の際，権限を有する国家機関・組織は主体が録音，録画をされていることを理解できるように通知する責任を負う。但し，法令がその他の規定を有する場合を除く。

第 19 条 失踪宣告を受けた者，死亡者の個人データ処理

1. 失踪宣告を受けた者，死亡者の個人データに関連する個人データ処理はそれらの者の夫，妻又は成人した子の同意を得なければならない。そのような者がいない場合，失踪宣告を受けた者，死亡者の父母の同意を得なければならない。但し，この議定（政令）第 17 条及び第 18 条の規定する場合を除く。
2. この条第 1 項が規定する者が誰もいない場合，同意がないと看做される。

第 20 条 子供の個人データ処理

1. 子供²⁰の個人データ処理は子供の権利及び最善の利益の保護の原則に従って実施する。
2. 子供の個人データ処理は，子供が 7 歳以上の場合，子供の同意及び父母又は規定に従った後見人の同意を得なければならない。但し，この議定（政令）第 17 条が規定する場合を除く。個人データ統括者，個人データ統括及び処理者，個人データ処理者，第三者は個人データ処理の前に子供の年齢を確認しなければならない。
3. 以下の場合，子供の個人データ処理の停止，回復不可能な削除又は破棄をする。

²⁰ 「子供」の原文は *trẻ em* である。Luật trẻ em（102/2016/QH13）第 1 条によれば子供 *trẻ em* とは 16 歳未満の者である。

- a) 主体が同意した個人データ処理目的に一致しない，又はその目的が達成されている。但し，法令が異なる規定を有する場合を除く。
- b) 子供の父母又は後見人が子供の個人データ処理を許可する同意を撤回した。但し，法令が異なる規定を有する場合を除く。
- c) 子供の合法的権利利益に影響を惹起する個人データ処理の証明根拠が十分にある場合に，権限を有する職務機関の要請に従う場合。但し，法令が異なる規定を有する場合を除く。

第 21 条 企業がマーケティング，広告している製品の紹介をする場合の個人データの保護

1. マーケティング，広告している製品紹介の事業を行う組織・個人は，自らの事業活動を通じて収集した顧客の個人データを，そのデータ主体の同意がある場合にマーケティング，広告している製品紹介のため使用できるのみである。
2. マーケティング，広告している製品紹介のための顧客の個人データの使用は，顧客が製品紹介の内容，方法，形式，回数を明確に知ったうえでその同意を得ることが必要である。
3. マーケティング，広告している製品紹介の事業を行う組織・個人は，この条第 1 項及び第 2 項が規定する製品を紹介される顧客の個人データ使用につき証明責任を負う。

第 22 条 許可に違反する個人データの収集，移転，売買

1. 個人データ処理に関連を有する組織・個人は，自らのシステム・設備から許可に反する個人データが収集されることを阻止するため個人データ保護措置を適用しなければならない。
2. データ主体の同意なき個人データ収集・移転・売買に関するソフトウェアシステム・技術的措置の設立，又はそれらの実施は法令違反である。

第 23 条 個人データ保護に関する規定違反の通知

1. 個人データ保護規定違反を発見した場合，個人データ統括者，個人データ統括及び処理者は，公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局²¹）に対して遅くとも違反行為発生から遅くとも 72 時間以内に，この議定（政令）に付属する書式 03 号に従って違反行為を通知する。72 時間経過後に通知をする場合は，遅滞した通知に理由を添付しなければならない。

²¹ 「サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局」の原文は Cục An ninh mạng và phòng, chống tội phạm sử dụng công nghệ cao である。

2. 個人データ処理者は、個人データ保護に関する規定違反を認識した場合、個人データ統括者に対してできる限り最も迅速な方法で通知する。
3. 個人データ保護に関する規定違反の通知内容は、
 - a) 時間、場所、行為、組織・個人、個人データの種類及び関連するデータの量からなる個人データ保護規定違反の性質の描写。
 - b) データ保護の任務を与えられた職員、又は個人データ保護責任を負う組織・個人の連絡先の詳細。
 - c) 個人データ保護規定違反により惹起され得る悪影響、損害の描写。
 - d) 個人データ保護規定違反行為の解決、損害減少のための各措置の描写。
4. この条第3項が規定する内容を全て通知できない場合、一度ごと、一段階ごと²²に通知を行うことができる。
5. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は個人データ保護規定違反行為発生を確認する調書を作成し、違反行為処理につき公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局）と協働する。
6. 以下を発見した場合、組織・個人は公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局）に通知する。
 - a) 個人データに対する法令違反行為の発見。
 - b) 個人データが目的を誤って処理された、データ主体と個人データ統括者、個人データ処理及び処理者の間の当初の合意と異なって処理された、又は法令の規定に違反している。
 - c) データ主体の権利が保障されていない、又は正しく実施されていない。
 - d) 法令が規定するその他の場合。

第3節 個人データの影響及び国外移転の評価

第24条 個人データ処理影響の評価

1. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者は、自らの個人データ処理影響評価書を個人データ処理の最初の時点に作成し、保存する。

個人データ統括者、個人データ統括及び処理者の個人データ処理影響評価書は以下からなる。

 - a) 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者の情報及び連絡先詳細。
 - b) 個人データ保護任務実施を割り当てられた組織及び個人データ統括者並びに個人データ統括及び処理者の個人データ保護職員の名称・氏名、連絡先詳細。

²² 「一度ごと、一段階ごと」との訳文は、原文の *từng đợt, từng giai đoạn* を直訳した。その意味するところは、本条第3項 a号から d号のそれぞれにつき通知可能という意味と思われる。

- c) 個人データ処理の目的。
 - d) 処理される個人データの種類。
 - d) ベトナムの領土外の組織・個人を含む，個人データを受領する組織・個人。
 - e) 個人データを国外に移転する場合。
 - g) 個人データ処理時間。個人データの削除・破棄の見込み時間（もしあれば）。
 - h) 適用する個人データ保護措置に関する描写。
 - i) 個人データ処理の影響の程度，望まないが発生の可能性のある悪い結果・損害，その危険・損害を減少又は消滅させる措置の評価。
2. 個人データ処理者は，個人データ統括者との契約を履行する間において，個人データ処理影響評価書を作成して，保存する。個人データ処理者の個人データ処理影響評価書は，以下からなる。
- a) 個人データ処理者の情報及び連絡先詳細。
 - b) 個人データ保護任務実施を割り当てられた組織及び個人データ統括者並びに個人データ処理者の個人データ処理を実施する職員の名称・氏名，連絡先詳細。
 - c) 個人データ統括者との契約に従った個人データ処理活動及び処理される個人データの種類の描写。
 - d) 個人データ処理時間。個人データの削除・破棄の見込み時間（もしあれば）。
 - d) 個人データを国外に移転する場合。
 - e) 適用する個人データ保護措置に関する描写。
 - g) 望まないが発生の可能性のある悪い結果・損害，その危険・損害を減少又は消滅させる措置。
3. この条第1項及び第2項が規定する個人データ処理影響評価書は，個人データ統括者，個人データ統括及び処理者又は個人データ処理者の法的価値を持つ書面²³で作成される。
4. 個人データ処理影響評価書は，公安省の検査・評価活動及び公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局）へのこの議定（政令）に添付された書式04号に従った正本1部の個人データ処理を行った日から60日以内の送付に資するように常に準備しておかなければならない。

²³ 「法的価値を持つ書面」の原文は *văn bản có giá trị pháp lý* である。この用語を定義する規定は本議定（政令）にはなく，仮和訳者が本仮和訳時点で知る限り，この用語を一般的に定義する規定は他法令にも存在しないように思われる。今後，この用語のガイドライン等が出ない限り，ベトナム的な常識で判断するのであろうか。

5. 公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局）は、個人データ処理影響評価書が不十分で規定に照らして正しくない場合、個人データ統括者・個人データ統括及び処理者・個人データ処理者を評価して、それらの者に個人データ処理影響評価書を完成させることを要請する。
6. 個人データ統括者、個人データ統括及び処理者、個人データ処理者は、公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局）に送付済みの個人データ処理影響評価書の内容に変更があると思われる場合、個人データ処理影響評価書をこの議定に添付された書式 05 号に従って更新し、補充する。

第 25 条 個人データの国外への移転

1. ベトナム市民の個人データは、データを国外に移転する者が国外への個人データ移転影響評価書を作成してこの条第 3 項、第 4 項及び第 5 項が規定する手続を実施した場合に、移転する。データを国外に移転する者は、個人データ統括者・個人データ統括及び処理者・個人データ処理者・第三者からなる。
2. 国外への個人データ移転影響評価書は以下からなる。
 - a) ベトナム市民の個人データ移転者とその受領者の情報及び連絡先詳細。
 - b) ベトナム市民の個人データ移転及び受領に関連するデータ移転者として担当する組織・個人の名称・氏名、連絡先詳細。
 - c) 国外への移転後のベトナム市民に個人データ処理活動の目標の描写と説明。
 - d) 国外に移転する個人データの描写とその種類の明確化。
 - d) この議定（政令）における個人データ保護規定、適用する個人データ保護措置の詳細の描写と順守の明記。
 - e) 個人データ処理の影響、望まないが発生の可能性のある悪い結果・損害の程度、その危険・損害を減少又は消滅させる措置の評価。
 - g) 事故又は要請が発生した場合におけるフィードバック、不服申し立ての制度を明確に知ったうえでの、この議定（政令）第 11 条が規定するデータ主体の同意。
 - h) 個人データ処理に関して、ベトナム市民の個人データを移転及び受領する組織・個人の間拘束力、責任を表現した文書。
3. 国外への個人データ移転影響評価書は公安省の検査・評価活動に資するため常に準備しておかなければならない。

国外へのデータ移転者は、この議定（政令）に添付された書式 06 号に従って、個人データ処理が行われた日から 60 日以内に書類正本 1 部を公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局）に送付する。

4. データ移転者は、データ移転及び担当する組織・個人の連絡先の詳細について、データ移転が成功した後に公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局）に書面で通知する。
5. 公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局）は、国外への個人データ移転影響評価書が不十分で規定に照らして正しくない場合、国外への個人データ移転者を評価して、その者に個人データ移転影響評価書を完成させることを要請する。
6. 国外への個人データ移転者は、公安省（サイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局）に送付済みの個人データ移転影響評価書の内容に変更があると思われる場合、個人データ移転影響評価書をこの議定に添付された書式 05 号に従って更新し、補充する。
7. 具体的な状況に基づき、1年に1回、公安省は国外への個人データ移転を検査する決定をする。但し、この議定（政令）における個人データ保護に関する法令規定違反行為又はベトナム市民の個人データの漏洩・紛失事故の発生を発見した場合を除く。
8. 以下の場合、公安省は国外へのデータ移転者に国外へのデータ移転を停止することを要請する。
 - a) 移転される個人データがベトナム社会主義共和国の国家の利益・安寧に違反する活動に使用される。
 - b) 国外へのデータ移転者がこの条第5項、第6項の規定を実施しない。
 - c) ベトナム市民の個人データの漏洩・紛失事故が発生した。

第4節 個人データ保護保障の措置・条件

第26条 個人データ保護措置

1. 個人データ保護措置は、個人データ処理を開始した時及びその過程を通して直ちに適用される。
2. 個人データ保護措置は以下からなる。
 - a) 個人データ処理の実施に関連する組織・個人による管理措置。
 - b) 個人データ処理の実施に関連する組織・個人による技術措置。
 - c) この議定（政令）及び関連を有する法定の規定に従った実施権限を有する国家管理機関による措置。
 - d) 実施権限を有する国家機関による捜査、訴訟措置。
 - d) 法令の規定に従ったその他の措置。

第27条 基本的個人データの保護

1. この議定（政令）第26条2項が規定する措置の適用。

2. この議定（政令）の規定に従った実施が必要な事項を明確にする，個人データ保護に関する規定の制定・発行。
3. 個人データ処理に関連を有する領域，業種，活動に適合する個人データ保護に関する基準の適用の奨励。
4. 個人データを収容する設備の処分・回復不可能な削除・破棄をする前の，個人データ処理に資するシステム，方法及び設備に対するサイバーセキュリティの検査。

第 28 条 センシティブ個人データの保護

1. この議定（政令）第 26 条 2 項及び第 27 条が規定する措置の適用。
2. 個人データ保護の職務を有する部門の指定，個人データ保護を担当する担当者の指定，個人データ保護を担当する部門と担当者に関する個人データ保護専任機関との情報交換。個人データ統括者，個人データ統括及び処理者，個人データ処理者，第三者が個人である場合，実施する個人の情報交換。
3. データ主体が，そのセンシティブデータが処理されることを知るための通知。但し，この議定（政令）第 13 条 4 項，第 17 条及び第 18 条が規定する場合を除く。

第 29 条 個人データ保護専任機関及び国家個人データ保護ポータル

1. 個人データ保護専任機関は，公安省のサイバーセキュリティ及び高度技術使用犯罪防止局であり，公安省が個人データ保護に関する国家管理を実施することに助力する責任を負う。
2. 国家個人データ保護ポータル²⁴は，
 - a) 個人データ保護に関する共産党，国家の法令の方針，指導路線，政策について情報を提供する。
 - b) 個人データ保護に関する政策，法令を宣伝・普及する。
 - c) 個人データ保護の情報，状況を更新する。
 - d) サイバー空間を通じた個人データ保護活動に関する情報，書類，データを受領する。
 - d) 関連を有する機関・組織・個人の個人データ保護業務の評価結果に関して情報提供する。
 - e) 個人データ保護に関する規定違反の通報を受領する。
 - g) 法令に規定に従って，個人データ侵害の危険，侵害行為について警告し，警告を協働する。

²⁴ 「国家個人データ保護ポータル」の原文は Công thông tin quốc gia về bảo vệ dữ liệu cá nhân である。

- h) 法令の規定に従って、個人データ保護に関する違反を処分する。
- i) 個人データ保護に関する法令に従ったその他の活動を実施する。

第 30 条 個人データ保護活動保障条件

1. 個人データ保護を行う者は、
 - a) 個人データ保護専任機関に配置される個人データ保護専任者。
 - b) 個人データ保護に関する規定実施を保障する機関・組織・企業において指定される個人データ保護職務を行う部門・担当者。
 - c) 個人データ保護参加に動員される組織・個人。
 - d) 個人データ保護の人的リソースを発展させるための具体的なプログラム、計画を作成する公安省。
2. 機関・組織・個人は自らに対する個人データ保護に関する見識、技能を宣伝、普及し、認識を向上させる責任を負う。
3. 個人データ保護専任機関に対する物的基盤、活動条件を保障する。

第 31 条 個人データ保護活動保障経費

1. 個人データ保護実施の財政源は国家予算、国内外の機関・組織・個人の協力、個人データ保護サービス提供活動からの収入源、国家からの援助及びその他の合法的収入源からなる。
2. 国家予算が保証することによる国家機関の個人データ保護経費は、毎年の国家予算にて配置される。国家予算からの経費の管理・使用は国家予算に関する法令の規定に従って実施される。
3. 組織、企業の個人データ保護経費は、規定に従って組織、企業が自ら配置して実施する。

第三章 機関、組織・個人の責任

第 32 条 公安省の責任

1. 政府が個人データ保護に関する国家管理を統一的に実施することを助ける。
2. 個人データ保護に関する法定の規定に違反する行為から個人データ保護、データ主体の権利保護を行い、個人データ保護基準と適用勧告の発行を提案する。
3. 国家個人データ保護ポータルを構築し、管理し、運用する。
4. 関連を有する機関・組織・個人の個人データ保護業務結果を評価する。
5. この議定（政令）が規定する個人データ保護に関する書類、書式、情報を受領する。

6. 個人データ保護の分野における刷新を行い、個人データ保護に関する国際協力を展開するための措置を促進し、研究を実施する。
7. 法令の規定に従って不服申し立て、告発を調査、検査、解決し、個人データ保護に関する規定違反行為を処理する。

第 33 条 情報通信省の責任

1. この議定（政令）の規定に従った個人データ保護実施管理の分野に属するメディア、雑誌、組織及び企業を指導する。
2. 個人データ保護措置を作成し、案内し、展開する。職務。任務に従った情報通信活動において個人データに対してサイバー情報の安全を保障する。
3. 個人データ保護に関する法令違反の調査、検査、処分において、公安省と協働する。

第 34 条 国防相の責任

法令の規定及び職務、任務に従って、国防省の管理範囲に属する機関・組織・個人に対して、個人データ保護規定違反を管理、調査、検査、監察、処分し、個人データ保護規定を適用する。

第 35 条 科学技術省の責任

1. 個人データ保護の基準作成及びその適用の勧告において公安省と協働する。
2. 科学、技術の遅滞なき発展に従って、個人データ保護措置を研究し、公安省と意見交換する。

第 36 条 省、省同格機関、省に属する機関の責任

1. 個人データ保護に関する法令の規定に従った分野、領域に対して個人データ保護についての国家管理を実施する。
2. この議定（政令）における個人データ保護の内容、任務を構築し、展開する。
3. 各省、省同格機関の任務の構築、展開における個人データ保護規定を補充する。
4. 現行の予算管理の割り当てに従った個人データ保護活動サービスの経費を配置する。
5. 個人データ保護規定に適合するオープンデータの一覧を発行する。

第 37 条 省、中央直轄市の人民委員会の責任

1. 個人データ保護に関する法令の規定に従って管理する分野、領域に対して個人データ保護についての国家管理を実施する。

2. この議定（政令）の個人データ保護規定を展開する。
3. 現行の予算管理の割り当てに従った個人データ保護活動サービスの経費を配置する。
4. 個人データ保護規定に適合するオープンデータの一覧を発行する。

第 38 条 個人データ統括者の責任

1. 個人データ保護に関する法令の規定に従って実施済みのデータ処理活動の証明に適合する安全・秘密保持措置と共に、組織的及び技術措置を実施し、必要がある場合にはそれら措置を精査して更新する。
2. 個人データ処理過程のログを記録して保存する。
3. この議定（政令）第 23 条の規定に従って、個人データ保護規定違反を通知する。
4. 明確な任務に適合する個人データ処理者を選択し、適合する保護措置を有する個人データ処理者と協働する。
5. この議定（政令）第 9 条規定に従ったデータ主体の権利を保障する。
6. 個人データ統括者は、個人データ処理過程で生じた損害についてデータ主体に責任を負う。
7. 個人データ保護に関する法令の規定が規定する、個人データ保護、捜査に資する情報の提供、違反行為の処分において、公安省・権限を有する国家機関と協働する。

第 39 条 個人データ処理者の責任

1. 個人データ統括者とのデータ処理に関する契約又は合意の後に、個人データを受領するのみである。
2. 個人データ統括者と締結した契約又は合意に正しく従って個人データを処理する。
3. この議定（政令）及び関連を有するその他の法令文書が規定する個人データ保護措置を全て十分に実施する。
4. 個人データ処理者は、個人データ処理過程で生じた損害についてデータ主体に責任を負う。
5. データ処理が終了した後、個人データ全部を削除、又は個人データ統括者に返却する²⁵。

²⁵ 「削除、又は～返却する」の原文は *xóa, trả lại* であるが、*xóa* と *trả lại* の間に *hoặc* を補って訳出している。

6. 個人データ保護に関する法令の規定が規定する、個人データ保護、捜査に資する情報の提供、違反行為の処分において、公安省・権限を有する国家機関と協働する。

第 40 条 データ統括及び処理者²⁶の責任

個人データ統括者及び個人データ処理者の責任に関する規定を全て十分に実施する。

第 41 条 第三者の責任

この議定（政令）の規定に従った個人データ処理責任に関する規定を全て十分に実施する。

第 42 条 関連を有する組織・個人の責任

1. 自らの個人データ保護措置を有し、自らが提供した個人データの正確性に関して責任を負う。
2. この議定における個人データ保護に関する規定を実施する。
3. 個人データ保護活動に関連を有する違反について遅滞なく公安省に通報する。
4. 個人データ処置活動に関連を有する違反処分において公安省と協働する。

第四章 施行条項

第 43 条 施行効力

1. この議定は 2023 年 7 月 1 日から施行効力を有する。
2. 零細企業²⁷、小規模企業²⁸、中規模企業²⁹、スタートアップ企業³⁰は、その企業設立から 2 年の間、個人データ保護をする担当者、部門の指定に関する規定の免除を選択することができる。
3. 個人データ処理活動事業を直接行う零細企業、小規模企業、中規模企業、スタートアップ企業には、この条第 2 項を適用しない。

²⁶ 「個人」を意味する cá nhân がないのは原文ママ。

²⁷ 「零細企業」の原文は doanh nghiệp siêu nhỏ であり、議定（政令）80/2021/NĐ-CP 第 5 条 1 項がその定義を規定する。

²⁸ 「小規模企業」の原文は doanh nghiệp nhỏ であり、議定（政令）80/2021/NĐ-CP 第 5 条 2 項がその定義を規定する。

²⁹ 「中規模企業」の原文は doanh nghiệp vừa であり、議定（政令）80/2021/NĐ-CP 第 5 条 3 項がその定義を規定する。

³⁰ 「スタートアップ企業」の原文は doanh nghiệp khởi nghiệp である。

第 44 条 施行責任

1. 公安省大臣はこの議定（政令）の実施を督促し，検査し，案内する。
2. 大臣，省同格機関の長，政府に属する機関の長，省級・中央直轄市人民委員会
の長はこの議定（政令）施行に責任を負う。

副首相

署名済み：チャン・リユー・クアン

※添付文書である書式 01 号（個人用の「個人データ提供要請票」），同 02 号（組織・企業用の「個人データ提供要請票」），同 03 号（個人データ保護規定違反通知書），同 04 号（個人データ処理影響評価書送付通知書），同 05 号（書類内容変更通知書）及び同 06 号（国外への個人データ移転影響評価書）の和訳は省略する。